

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

Q&A（第8版／令和4年5月13日）

- 本 Q&A は、令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち通常分交付金（事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金をいう。以下同じ。）の取扱を明確化するためのものです。
- 第7版から内容に変更のあった Q&A は、見出し冒頭に「★」を付すとともに、変更箇所にアンダーラインを付しています。

目次

1 交付対象事業について.....	9
1-1 ★○○事業は対象となるか。	9
1-2 ★「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」又は「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければいけないのか。	9
1-3 令和4年度は、令和3年度から交付対象事業に変更はあるか。	9
1-4 地方公共団体の令和3年度当初予算もしくは補正予算に計上される事業及び3年度予算に計上された予備費により実施される事業について、令和4年度実施計画に記載できるか。	10
1-5 令和3年度実施計画に基づき交付される交付金と令和4年度実施計画に基づき交付される交付金の間で流用はできるか。	10
1-6 地方公共団体の令和4年度予算に計上され、令和4年4月1日から実施される事業は、令和4年度の交付決定前に着手した事業であっても対象となるか。	10
1-7 市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。	10
1-8 令和3年度補正予算交付限度額のうち感染症対応分と地域経済対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。	10
1-9 ★地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。	11
1-10 雇い止めや内定取消しにあった者等の雇用については、どのよう	

な場合を想定しているのか。	11
1-1 1 ★任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。	11
1-1 2 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の 対象になるのか。	12
1-1 3 ★ハード事業は対象となるのか。	12
1-1 4 用地費は対象となるか。	12
1-1 5 ★貸付金・保証金は対象となるか。	12
1-1 6 出資金は本交付金の対象となるか。	13
1-1 7 リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。	13
1-1 8 利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となる か。	13
1-1 9 ★国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能か。 ...	13
1-2 0 特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。	14
1-2 1 1-2 0の回答について、「住民の日常生活を維持するために緊急 でやむを得ず行うもの、支援対象を不特定多数の者から公募手続き等 を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。	14
1-2 2 事業者等への休業補償は対象となるか。	15
1-2 3 休業要請を行った事業者等へのいわゆる「協力金」や家賃補助は 対象となるか。	15
1-2 4 いわゆる「協力金」や「支援金」と交付対象外経費である「事業 者等への損失補償」との違いは何か。	15
1-2 5 地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的 で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだ が、定率で支給する場合はどうか。	15
1-2 6 公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当 該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。	16
1-2 7 ★新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者へ の支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用 料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当でき るか。	16
1-2 8 固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。	17
1-2 9 国民健康保険料等の減免の取扱いについて、1-27 では本交付金が 活用可能とある一方、1-28 では、本交付金の性質になじまないと記載 があるが、どのように整理すればよいか。また、1-27 の具体例（水道	

料金減免、家賃、給食費減免) にない事業も対象となるか。	17
1-30 ★新型コロナウイルス感染症対応として、地方公共団体の庁内環境整備(庁内向けのテレワーク環境整備等)に交付金を充当できるか。	17
1-31 ★制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の地方負担分(補助裏)については、すべて交付対象と考えてよいか。	17
1-32 制度要綱別表の国庫補助事業等のうち国の何年度予算に計上された事業かは、どうすれば分かるのか。制度要綱別表に記載のある国庫補助事業等でも、国の予算年度次第では、交付対象とならないということか。	18
1-33 制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。	18
1-34 算定率が 0.8 である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が 8 割を超えてもよいのか。	18
1-35 実施計画に記載する事業は、本体国庫補助事業等の交付決定や正式内示を受けていなければ掲載できないのか。	18
1-36 臨時交付金の対象となる国庫補助事業等について、令和 4 年 1 月から 3 月までに国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和 3 年度予算に計上した事業の地方負担分について、令和 4 年 1 月に提出する実施計画に当該事業を記載していない場合、臨時交付金を充当することはできるのか。	19
1-37 地方公共団体の令和 3 年度予算に計上した地方単独事業について、令和 3 年度実施計画に当該事業を記載していない場合、令和 4 年度実施計画に記載することで臨時交付金を充当することはできるのか。	19
1-38 GIGA スクール事業で生徒児童にタブレット端末を配布する場合、3 人に 1 台を超えて配布した分が国庫補助となるが、3 人に 1 台を配るまでの費用は交付対象となるか。交付対象となる場合、地方単独事業として取り扱うべきか。	19
1-39 GIGA スクール事業で、文部科学省から定額補助される端末等経費の 45,000 円/台を超える部分に交付金を充当できるか。	20
1-40 企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。 ..	20
1-41 「子育て世帯への臨時特別給付」への上乘せ・横出し [*] に対して、地方創生臨時交付金を活用することは可能か。	20
2 基金について	21

2-1	交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。 ..	21
2-2	基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施 計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。	21
2-3	基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。	22
2-4	基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。	22
2-5	令和4年度実施計画に記載済みの事業について、その後の提出機会 に基金事業へ変更してもよいのか。	22
2-6	既存の基金への積み増しは可能か。	22
2-7	QA2-6において、既存の基金への積み増しは不可とあるが、前年 度までに臨時交付金を原資として新たに作成した基金に、翌年度追加 で臨時交付金を充当することは可能か。	22
2-8	交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。 ..	23
2-9	基金への積立によって生じた果実（利息等）は自治体の財源として よいか。	23
2-10	★令和4年度コロナ対策予備費を財源として、中小企業等への利 子補給事業や信用保証料補助事業を実施する場合、基金を積み立てら れるか。	23
3	交付限度額について	24
3-1	交付限度額の算定基礎となる国庫補助事業等の地方負担分の範囲如 何。	24
3-2	国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額につ いては、いつ頃通知される予定か。	24
3-3	複数の地方公共団体（一部事務組合・広域連合等）が実施する事業 も交付限度額の算定対象か。	24
3-4	令和4年度の第1回提出の事業費は、交付限度額（本省繰越希望額） をみたさなくてもよいか。	24
4	手続きについて	26
4-1	実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えてもかまわな いのか。	26
4-2	★実施計画に記載の事業間での交付金の流用は可能か。	26
4-3	実施計画の提出時に、交付決定されていない国庫補助事業の地方負 担に充当する事業を実施計画に記載してよいか。	26
4-4	実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。	26
4-5	実施計画の「地域住民への周知方法」はどのように記載すればよい	

か。	27
4-6 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。	27
4-7 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。	27
4-8 提出資料の鑑文は必要か。	27
4-9 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。	27
4-10 交付要綱（総務省）によると、事業費の額を変更（事業費の額の20%以内の額の減額及び入札による減額を除く。）するとき、総務大臣に対する変更承認申請が必要とのことだが、実施計画については変更の必要があるか。	28
4-11 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。	28
4-12 給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。	28
4-13 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。	29
4-14 利子補給はどのように記載すべきか。	29
4-15 GIGA スクールタブレット購入はどのように記載すべきか。 ..	29
5 繰越し・執行について.....	30
5-1 令和3年度実施計画に記載した事業について、令和5年度以降まで繰越しできるか。	30
5-2 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。	30
5-3 令和4年度実施計画に記載する令和3年度本省繰越分の交付限度額は変更できるか。	30
5-4 ★令和4年度実施計画に記載する事業について、令和5年度以降まで繰越しできるか。	30
5-5 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。	31
5-6 この交付金は「法律補助」か「予算補助」か。	31
5-7 この交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。	31

5-8	交付要綱等は誰が作成するのか。	31
5-9	令和3年度実施計画に記載し、令和4年度に繰越しを行った事業について、計画の修正を行えるか。	31
6	地方財政上の措置との関係について	32
6-1	本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか	32
6-2	本交付金と地方債の関係如何。	32
6-3	特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可能か。	32
6-4	普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。	32
6-5	本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。	32
6-6	実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。	33
6-7	交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。	33
7	公営企業会計・特別会計等について	34
7-1	公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。	34
7-2	QA7-1に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はどうか。	34
7-3	公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。 ..	34
7-4	公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。	34
8	事例集について	36
8-1	事例集に掲載されていない事業を、実施計画に記載することはできるか。	36
8-2	事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。	36
8-3	事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。	36

9	効果の検証・実施計画の公表について.....	37
9-1	交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要はあるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。	37
9-2	内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。	37
9-3	内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。	37
9-4	効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和2年度及び3年度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要があるのか。	38
10	協力要請推進枠等交付金について	39
11	「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の取扱いについて..	40
11-1	★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保された8,000億円について、交付対象事業に要件を付した理由如何。	40
11-2	★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」による交付限度額算定の考え方如何。	40
11-3	★令和4年度コロナ対策予備費で措置された8,000億円のうち、今後追加交付予定の2,000億円は、いつ頃交付されるのか。	40
11-4	★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を財源とする事業は、いつからの事業が対象か。	40
11-5	★令和4年度実施計画の第1回提出（5月9日×）において、既に提出した実施計画に掲載した事業について、国の令和4年度コロナ対策予備費を充てることのできる事業である場合、第2回以降の提出の際に、国の令和4年度コロナ対策予備費を充てるように変更しても良いか。	41
11-6	★通常分交付金のうち令和4年度コロナ対策予備費を財源とする分について、令和5年度への繰越しは可能か。	41
11-7	★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算の交付対象事業は、どのような事業か。	41
11-8	★生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業の実施に伴い必	

要となる事務費や広報費など付随する経費も対象に含まれるのか。	42
1 1-9 ★コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）を財源とする交付金を充当することは可能か。	42
1 1-10 ★地方公共団体が実施する「ウクライナ避難民への生活支援等」として、どのような事業を想定しているのか。	42
1 1-11 ★公立学校における光熱費（高騰相当分）に充当しても良いか。	42
1 1-12 ★生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和3年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。	43
1 1-13 ★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を財源とし、生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。	43
1 1-14 ★令和4年4月28日の交付限度額通知における令和3年度補正予算分の交付対象事業如何。	43

1 交付対象事業について

1-1 ★〇〇事業は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算については、予備費の使用の趣旨を踏まえ、当該予算の交付対象事業に要件を付しているため、令和4年4月28日付事務連絡及び下記「1.1「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の取扱いについて」も合わせて確認されたい。

各地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。ただし、例えば用地の取得費や貸付金など、交付対象外経費があるため、詳細については、事務連絡をよく確認されたい。

また、令和3年2月2日付事務連絡等でお知らせしているとおり、臨時交付金の活用には、個々の事業を実施する各地方公共団体において説明責任を負うことに御留意いただきたい。

個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、こういった観点において疑義があるかについて明らかにしてお問い合わせいただきたい。

1-2 ★「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」又は「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければいけないのか。

令和4年度実施計画に掲げる事業は、経済対策のいずれかに掲げられているテーマと関係性がある事業であれば、必ずしも具体的施策と一致している必要はない。「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」又は「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に掲げられているテーマ（各項目）と関係性がある施策を実施するために必要な事業であることがわかるよう、事業の概要欄に記入いただきたい。

1-3 令和4年度は、令和3年度から交付対象事業に変更はあるか。

地方単独事業は、地方公共団体の令和4年度予算及び令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業が対象事業に追加されている。

なお、令和4年度実施計画には、地方公共団体の令和3年度予算に計上され

る事業及び令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業は、記載できない。(令和2年度及び令和3年度中に行われた営業時間短縮要請に係る協力要請推進枠交付金の地方負担分に係る事業のうち、既に提出した令和3年度実施計画に記載していない事業を除く。)

1-4 地方公共団体の令和3年度当初予算もしくは補正予算に計上される事業及び3年度予算に計上された予備費により実施される事業について、令和4年度実施計画に記載できるか。

記載できない。令和4年度実施計画に記載できるのは、地方公共団体の令和4年度予算及び令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業である。

1-5 令和3年度実施計画に基づき交付される交付金と令和4年度実施計画に基づき交付される交付金の間で流用はできるか。

流用できない。それぞれの交付金は、それぞれの年度の実施計画に記載されている事業が充当対象である。

1-6 地方公共団体の令和4年度予算に計上され、令和4年4月1日から実施される事業は、令和4年度の交付決定前に着手した事業であっても対象となるか。

対象となり得る。

1-7 市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。

本交付金を充当する部分が重複しないのであれば、地方単独事業として対象になり得る。

1-8 令和3年度補正予算交付限度額のうち感染症対応分と地域経済対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。

感染症対応分と地域経済対応分の交付限度額の合計額の範囲内で相互に融通することは、制度的に可能である。

1-9 ★地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。

地方公共団体の職員の人件費には、交付金を充当しないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）はこの限りでない。

なお、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算については、予備費の使用の趣旨を踏まえ、当該予算の交付対象事業に要件を付しているため、令和4年4月28日付事務連絡及び下記「1-1「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の取扱いについて」も合わせて確認されたい。

1-10 雇い止めや内定取消しにあった者等の雇用については、どのような場合を想定しているのか。

地方公共団体において、新型コロナウイルス感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活を支援し地方創生を図るために新たに発生した業務へ対応するための雇用や、既存の職員が上記の業務に従事することに伴い、代わりに既存の業務に対応するための雇用など、本交付金の趣旨に沿った業務に何らかに関連した業務の増加への対応であることを想定している。

1-11 ★任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等に必要となるものであれば、任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当や特殊勤務手当も対象となる。ただし、常勤職員の時間外勤務手当等に臨時交付金を充当する場合は、時間外勤務のうち新型コロナウイルス感染症対応の業務に充てることができることから、適切に勤務状況を管理することが求められることに留意すること。

なお、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算については、予備費の使用の趣旨を踏まえ、当該予算の交付対象事業に要件を付しているため、令和4年4月28日付事務連絡及び下記「1-1「コロナ禍における原油

価格・物価高騰対応分」の取扱いについて」も合わせて確認されたい。

1-12 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。

対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。

1-13 ★ハード事業は対象となるのか。

感染症拡大防止や感染拡大への対応としての経済支援・生活支援、「新しい生活様式」への対応のために必要な施設の整備費用等は対象となる（整備自体を主目的とする場合であっても対象）。他方で、感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用は対象とならないので、留意されたい。また、数年後の解体が確定している施設への維持補修費用に使用するなど、交付金の効果を疑問視されるようなことがないように、施設の使用目的のほか耐用年数にも留意されたい。

なお、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算については、予備費の使用の趣旨を踏まえ、当該予算の交付対象事業に要件を付しているため、令和4年4月28日付事務連絡及び下記「1-1「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の取扱いについて」も合わせて確認されたい。

1-14 用地費は対象となるか。

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

1-15 ★貸付金・保証金は対象となるか。

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。ただし、利子補給金又は信用保証料補助には充当可能。信用保証料補助事業を実施する場合、繰上償還により信用保証料補助の一部が地方公共団体に返還された場合は、交付決定された他の新型コロナウイルス感染症対応として実施される事業に充てる場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法

律第 179 号) に基づき適切に国庫返納する必要があるため、留意されたい。

1-16 出資金は本交付金の対象となるか。

法人に対する出資は、出資先法人における出資金の使途に制限がないことから、これを本交付金の目的である「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生」のためのものとは評価しがたい。また、出資は、一般に、財産を提供し、その見返りとして株式等の地位を取得し配当等を受ける権利を得るものであり、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質にもなじまないと考えられるが、特段の事情がある場合には個別に相談されたい。

1-17 リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。

対象となる。ただし、原則として本交付金の交付対象期間中に支出負担行為を行う経費のみが対象となる。

1-18 利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。

利子補給金については、後年度負担分を基金に積み立てること等により、次年度以降の利子分も交付対象とすることが可能。基金の要件については、事務連絡を参照されたい。

1-19 ★国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能か。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算については、予備費の使用の趣旨を踏まえ、当該予算の交付対象事業に要件を付しているため、令和4年4月28日付事務連絡及び下記「1.1「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の取扱いについて」も合わせて確認されたい。

また、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、国の給付金への単純な上乗せではなく、現場の実情に通じた各地方

公共団体ならでは、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

なお、実施計画に記載する事業のうち個人を対象とした給付金等に該当する事業について、交付金の効果的・効率的な活用を促す観点から、実施計画に記載するに当たって一定の条件を課すこととしているので、詳しくは事務連絡を参照されたい。

1-20 特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、特に、特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい。

なお、特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、実施計画において明示すること（詳細は実施計画記入要領を参照）。これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあるので留意されたい。（9-2 及び 9-3 についても留意されたい。）

また、上記に加え、実施計画に記載する事業のうち一の個人又は事業者等当たり 1,000 万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続き等を経て選定するものを除く。）については、交付金の効果的・効率的な活用を促す観点から、ホームページ等での公表及び公表内容等の実施計画への記載を求めているので、令和4年4月1日付事務連絡を参照されたい。

1-21 1-20の回答について、「住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの、支援対象を不特定多数の者から公募手続き等を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。

「緊急でやむを得ず行うもの」には、公共交通機関関係、医療・健康関係、雇用関係、学校・教育関係に係る事業等が考えられる。

「支援対象を不特定多数の者から選定するもの」には、公募により選定する場合以外に、市内在住者、域内のすべての飲食店等を対象にする場合等が考

えられる。

1-22 事業者等への休業補償は対象となるか。

休業補償の目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

1-23 休業要請を行った事業者等へのいわゆる「協力金」や家賃補助は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、いわゆる協力金や家賃補助も含め、原則として使途に制限はない。ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体ならではの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

1-24 いわゆる「協力金」や「支援金」と交付対象外経費である「事業者等への損失補償」との違いは何か。

要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については、交付対象外である。他方で、地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で、これらに対し定額で支給する協力金や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける個人や事業者等を支援する目的で、これらに対して一律に支給する支援金等は、これに該当しないと考えられる。

1-25 地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。

要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については交付対象外であるが、例えば、休業等に伴い売上げが減少した事業者を支援するため、売上減少額や休業中も必要となる家賃等について、その一定割合を、上限額を設けて、支援金その他の名目で給付する場合はこれに該当しない。

1-26 公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者への支援金も含め、原則として使途に制限はない。

ただし、可能であれば、支援を行うのに合わせて、休業中の施設の再開後に向けた準備や、施設の改修等の次への備え、3密を回避した上での教育活動の再開に向けた教育現場への準備の協力など、積極的な協力活動を引き出すような工夫を検討されたい。

なお、事業者等への損失補償に関するQ&A（1-24, 1-25）に留意されたい。

1-27 ★新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途（事業内容）に制限はない。ただし、当該減免については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、減免対象を新型コロナウイルス感染症対応の影響を受けて生活に困っている個人や売上が減少した事業者といった合理的な範囲とするなど、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう工夫されたい。

なお、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第3の3）から、本交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）

減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

【公営企業会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

1-28 固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。

市町村が独自に固定資産税や住民税を減免した場合の、一般財源の歳入の減収補填については、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質になじまない。

1-29 国民健康保険料等の減免の取扱いについて、1-27では本交付金が活用可能とある一方、1-28では、本交付金の性質になじまないと記載があるが、どのように整理すればよいか。また、1-27の具体例（水道料金減免、家賃、給食費減免）にない事業も対象となるか。

本交付金の目的は、地方公共団体が作成した実施計画に基づき実施する「事業」に対して交付するものであり、何かしらの事由により減少した地方公共団体の歳入を補填する目的として充当する場合は本交付金の性質になじまない。

一方、単なる減収補填ではなく、コロナ対応として必要な事業に充当する等歳出を整理されていれば、1-27の具体例にない事業も対象になり得る。

1-30 ★新型コロナウイルス感染症対応として、地方公共団体の庁内環境整備（庁内向けのテレワーク環境整備等）に交付金を充当できるか。

新型コロナウイルス感染症対応として必要なテレワーク環境の整備については、民間企業等に対する助成のほか、地方公共団体が庁内環境の整備を行う場合についても交付金を充当可能である。

なお、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算については、予備費の使用の趣旨を踏まえ、当該予算の交付対象事業に要件を付しているため、令和4年4月28日付事務連絡及び下記「1-1「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の取扱いについて」も合わせて確認されたい。

1-31 ★制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の地方負担分（補助裏）

については、すべて交付対象と考えてよいか。

よい。交付対象は、令和4年4月1日付事務連絡1(2)1)①を参照されたい。

なお、制度要綱の別表には、令和3年度補正予算及び令和4年度コロナ対策予備費(令和4年4月28日閣議決定)で措置されていない国庫補助事業も記載されているので留意されたい。

1-32 制度要綱別表の国庫補助事業等のうち国の何年度予算に計上された事業かは、どうすれば分かるのか。制度要綱別表に記載のある国庫補助事業等でも、国の予算年度次第では、交付対象とならないということか。

国の何年度予算に計上された事業かは当該国庫補助事業を所管する府省にお問い合わせいただきたい。

制度要綱に記載した予算区分以外は制度要綱別表に記載のある国庫補助事業であっても交付対象とはならない。

1-33 制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。

対象外。ただし、上乘せ・横出しとしていわゆる国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

1-34 算定率が0.8である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が8割を超えてもよいのか。

8割を超える充当も可能。算定率とは、各地方公共団体の交付限度額を算定するに当たって使用する率にすぎず、実際の事業で交付金をどの程度まで充当するかについては、各地方公共団体の判断による。

1-35 実施計画に記載する事業は、本体国庫補助事業等の交付決定や正式内示を受けていなければ掲載できないのか。

実施計画への掲載について交付決定等を条件とするものではないが、本交付金を充てて当該国庫補助事業を実施する意向を各事業の所管府省庁に示した上で、正式内示を受けたものなど、実施の確実性が十分に見込まれる事業を

記載いただきたい。

1-36 臨時交付金の対象となる国庫補助事業等について、令和4年1月から3月までに国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和3年度予算に計上した事業の地方負担分について、令和4年1月に提出する実施計画に当該事業を記載していない場合、臨時交付金を充当することはできるのか。

臨時交付金の対象となる国庫補助事業等のうち、令和4年1月から3月までに国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和3年度予算に計上した事業について、令和4年度に繰り越される場合、令和4年度に提出する実施計画に記載し、当該事業の地方負担分を臨時交付金の交付対象とすることが可能である。

この場合、地方公共団体における令和3年度の予算上、当該地方負担分に一般財源や補正予算債等を充てていた場合であっても、令和4年度において当該地方負担分に、令和4年度に交付される臨時交付金を充当することが可能である。

1-37 地方公共団体の令和3年度予算に計上した地方単独事業について、令和3年度実施計画に当該事業を記載していない場合、令和4年度実施計画に記載することで臨時交付金を充当することはできるのか。

地方公共団体の令和3年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業を令和4年度実施計画に記載することはできないため、臨時交付金を充当することはできない。

1-38 GIGA スクール事業で生徒児童にタブレット端末を配布する場合、3人に1台を超えて配布した分が国庫補助となるが、3人に1台を配るまでの費用は交付対象となるか。交付対象となる場合、地方単独事業として取り扱うべきか。

地方単独事業として交付対象事業となるが、3人に1台を配るまでの費用は基準財政需要額の算定上、既に含まれていることに留意されたい。なお、当該タブレットを活用する際に必要となるソフトウェア購入費用や、通信機器・通信費用などについても、必要に応じ、積極的に対象とすることを検討されたい。

1-39 GIGA スクール事業で、文部科学省から定額補助される端末等経費の45,000 円/台を超える部分に交付金を充当できるか。

地方単独事業として対象となる。

1-40 企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。

制度上は可能。ただし、国庫補助事業の地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄附を充当する場合は、企業版ふるさと納税と国庫補助金等との併用の可否に留意されたい。詳しくは、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A<認定申請編>」を確認されたい。

1-41 「子育て世帯への臨時特別給付」への上乗せ・横出し^{*}に対して、地方創生臨時交付金を活用することは可能か。

- ※ 「子育て世帯への臨時特別給付」の上乗せ・横出しのイメージ
- ・ 養育者の年収が 960 万円以上である世帯への支援
 - ・ 親が別居中又は基準日以降に離婚している場合で、18 歳以下の子供と同居しているのに給付金を受け取れないひとり親家庭への支援

子育て世帯の臨時特別給付を含めて、各府省のコロナ関連の制度に対する上乗せや横出しといった支援施策についても、各地方公共団体の判断で臨時交付金を活用することは可能である。

2 基金について

2-1 交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。

基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであることなど、複数の要件を定めている。詳細は、事務連絡を参照されたい。

特に、対象事業については、

- ・複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
- ・あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な支出に必要であると認められること

が必要であるところ、利子補給事業、信用保証料補助事業又は以下のいずれかに該当する事業であれば、これに該当し得ると考えられる。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

基金事業に該当するか否かは個別に判断することになるので、事前に内閣府までご相談いただきたい。

なお、単に交付金を留保し、後年度に事業実施するような場合は該当しないので、ご留意いただきたい（事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、実施計画と同年の年度末までに事業着手することが必要。）

2-2 基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。

地方自治法第241条に基づき、条例を定める必要がある。なお、必ずしも実施計画提出時点で条例が制定されている必要はない。

■地方自治法（抄）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2-3 基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。

基金への積立を行う事業については、実施計画の「基金」欄でその旨明示されたい。また、通常の実施計画の様式に加え、「基金調べ」の提出が必要である。詳細は、実施計画記入要領・記入例を参照されたい。

2-4 基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。

予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続きが必要となる。また、額が過大となった場合には、国庫納付が必要となる。

2-5 令和4年度実施計画に記載済みの事業について、その後の提出機会に基金事業へ変更してもよいのか。

当該事業が事務連絡に示す要件を満たすのであれば、基金事業に変更することは可能。

2-6 既存の基金への積み増しは可能か。

厳格な区分経理を行う必要があるため、既存の基金への積み増しは原則として不可。特に、財政調整基金や減債基金への積み増しは認められない。(ただし、既に財政調整基金を取り崩して交付対象となる事業を実施しており、後から交付金を当該事業に充当する場合で、地方公共団体における財源振替処理により、交付金が財政調整基金の積み立てではなく当該事業に支出された形となる場合は差し支えない。)

2-7 QA2-6において、既存の基金への積み増しは不可とあるが、前年度までに臨時交付金を原資として新たに作成した基金に、翌年度追加で臨時交付金を充当することは可能か。

構わない。ただし、基金の経費の管理は年度ごとに明確に分けていただく必要がある。

2-8 交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。

基金に積み立てられる金額に上限はないが、利子補給事業、信用保証料補助事業のほか、平成 26 年 10 月 22 日付財務大臣通知に基づき、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものを特に厳選した上で、積み立てる必要がある。

2-9 基金への積立によって生じた果実（利息等）は自治体の財源としてよい
か。

臨時交付金を原資とする部分については果実も含め厳格な区分経理が必要であり、利息等は当該基金に繰り入れて活用する事はできるが地方公共団体の一般財源とすることは出来ない。

2-10 ★令和4年度コロナ対策予備費を財源として、中小企業等への利子補給事業や信用保証料補助事業を実施する場合、基金を積み立てられるか。

当該事業が事務連絡に示す要件を満たすのであれば、基金事業とすることは可能。

3 交付限度額について

3-1 交付限度額の算定基礎となる国庫補助事業等の地方負担分の範囲如何。

令和4年4月28日付事務連絡の別表1及び別表2に掲げられている事業の地方負担額が算定基礎となる。ただし、これらのうち国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等（法定率事業）の補助裏には、交付金を充当できない。（交付金を充当できるのは、制度要綱別表に掲げられている国庫補助事業等の地方負担分のみ。）

なお、法定率事業の地方負担に臨時交付金を直接充当することはできないが、相当額分を臨時交付金の算定基礎に含めることにより、当該事業を実施する地方公共団体に対する財政的な支援をしっかりと行っていくこととしている。法定率事業の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金については、地方単独事業に活用いただくことになる。

3-2 国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額については、いつ頃通知される予定か。

補助裏分の交付限度額の算定に当たっては、対象となる各国庫補助事業等の地方負担額を確定させる必要があり、令和4年1月から3月までの各省による交付決定等の状況を5月10日付事務連絡において調査依頼したところであり、6月下旬をメドでその分を算定基礎とする交付限度額を各地方公共団体宛てにお示しすることを予定している。

なお、令和4年4月以降に交付決定等される国庫補助事業等の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金については、今後、交付限度額算定に係る地方負担額等の調査を別途実施する予定。

3-3 複数の地方公共団体（一部事務組合・広域連合等）が実施する事業も交付限度額の算定対象か。

一部事務組合・広域連合が事業を実施する場合、その事業に係る一部事務組合の地方負担額は交付限度額の算定に含める対象となる。なお、その場合の交付金の交付は、一部事務組合等を構成する地方公共団体に対して行われる。

3-4 令和4年度の第1回提出の事業費は、交付限度額（本省繰越希望額）を

みたさなくてもよいか。

令和4年度第1回提出において、必ずしも交付限度額をすべて計画に計上しなくても差し支えなく、その場合、残額を第2回提出で活用することも認められる。

ただし、臨時交付金の早期の交付を希望する場合や臨時交付金を活用して実施する事業が既に検討されている場合は、第1回提出時に事業を記載されたい。

4 手続きについて

4-1 実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えてもかまわないのか。

構わない。

入札等により事業費が減となる可能性があるため、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上しておく方が望ましい。なお、掲載できる事業の数に制限は無い。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応と関係の無い事業を掲載することは、当然認められないことに留意すること。

4-2 ★実施計画に記載の事業間での交付金の流用は可能か。

実施計画に配分された国費の範囲内で、実施計画に記載されている事業へ国費を充当することができる。ただし、令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）を充てられる事業は、予備費の使用の趣旨を踏まえ、生活者や事業者への支援としている。そのため、令和4年度コロナ対策予備費を充当する事業間で調整することはできるが、国の令和3年度予算のみを充当する事業は、生活者や事業者に対する事業と認められない場合もあるため、当該事業に令和4年度コロナ対策予備費を充てることは、慎重に検討する必要があることに留意されたい。

4-3 実施計画の提出時に、交付決定されていない国庫補助事業の地方負担に充当する事業を実施計画に記載してよいか。

すでに国から正式内示等があり確実な実施が見込まれるものについては、記載していただいて構わない。

4-4 実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。

「成果目標」は〇〇%、〇〇人等、可能な限り定量的な指標の設定をお願いする。

4-5 実施計画の「地域住民への周知方法」はどのように記載すればよいか。

臨時交付金を活用しどのような事業を計画しているのか、地域住民に伝わるよう、例えば、HP や広報誌など、事業の内容に応じて適切な方法を検討されたい。なお、「内閣府 HP で掲載」は認められない。

4-6 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。

実施計画作成段階では、県の補助金がないものとして記載をしていただいで構わない。ただし、県の補助金が充当された場合に、交付限度額を下回らないように事業を積み上げておくことが望ましい。

4-7 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。

令和3年2月2日付事務連絡等のとおり、特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり 1,000 万円以上を支援するものについて、「参考資料」の列等に記載を求めている。(QA1-20 も参照されたい。)

なお、「事業の概要」欄における経費内容や積算根拠等を「別添参照」とする記載は認められず、「事業の概要」欄である程度の積算根拠を記載いただきたい。(「事業の概要」欄に記載いただいた上で、詳細について参考資料で補足するのは可。)

4-8 提出資料の鑑文は必要か。

不要である。

4-9 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。

全額「B 交付対象経費」に記載する。なお、「D その他」は、一般財源、実施計画作成主体以外の負担額や対象外経費を記載する。

4-10 交付要綱（総務省）によると、事業費の額を変更（事業費の額の20%以内の額の減額及び入札による減額を除く。）するとき、総務大臣に対する変更承認申請が必要とのことだが、実施計画については変更の必要があるか。

交付要綱に基づき変更承認をする場合であっても、実施計画については次の提出時に変更することで問題ない。

4-11 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。

地方公共団体が自らのサービス提供に必要な物品を購入したり、公共施設の環境整備を行ったりする場合は、「地方公共団体」と記載されたい。

一方で、地方公共団体が補助金・支援金等の現金等給付をしたり、マスク等の現物給付を行ったりする場合は、給付対象者（例：住民、小学校生徒等）を記載されたい。

4-12 給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

【減免の場合】

（事業の概要）

②小中学校の給食費の無償化に係る費用（学校給食事業特別会計に繰出し、または〇〇維持管理費に交付金を充当。

③減免額の積算根拠

④学校給食事業特別会計等

【減免相当額の給付】

（事業の概要）

②支援金として、〇〇の減免相当額を給付する。

③給付額の積算根拠

④学校給食会等

4-13 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②〇〇の減免に係る費用
- ③減免額の積算根拠
- ④一般 or 特別会計

4-14 利子補給はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②経営に支障が生じている事業者への利子補給に係る費用
- ③利子補給額：〇〇千円（ \div 融資枠〇〇千円 \times 利息〇%）、想定件数〇件
- ④市内中小企業等

4-15 GIGA スクールタブレット購入はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②生徒用タブレット端末の1人1台整備に係る経費
- ③必要額：〇〇円

内訳

- ・「3人に1台分」(地方単独事業)のうち未整備分(未整備だった場合)
単価〇〇円 \times 台数〇〇台=〇〇円
- ・「3人に2台分」(国費事業)について国からの定額補助
(45,000円/台)への上乗せ分(上乗せする場合)
上乗せ単価〇〇円 \times 台数〇〇台=〇〇円
- ・その他端末に関する経費：単価〇〇円 \times 台数〇〇台=〇〇円

5 繰越し・執行について

5-1 令和3年度実施計画に記載した事業について、令和5年度以降まで繰越しできるか。

本交付金のうち、国の令和3年度予備費及び令和3年度補正予算分は明許繰越しの対象とされており、令和4年度への繰越しは地方公共団体において、関係機関の承認を経て、交付金を財源として実施する事業費を繰り越すことが可能であった（あくまで令和3年度実施計画に記載した事業が対象。）。令和5年度への繰越しは、事故繰越しとなるため、事故繰越しの要件等を確認の上、地方公共団体において、関係機関と協議いただきたい（令和3年度実施計画に記載した事業のうち国の令和3年度予備費及び令和3年度補正予算分のみ）。

5-2 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。

繰越しの区分が異なる事業同士の流用はできない。

5-3 令和4年度実施計画に記載する令和3年度本省繰越分の交付限度額は変更できるか。

令和3年度本省繰越分の交付限度額は、令和3年度第5回に提出された実施計画において確定しているため、変更はできない。

5-4 ★令和4年度実施計画に記載する事業について、令和5年度以降まで繰越しできるか。

令和4年度実施計画に基づく交付決定の財源は、国において令和3年度から令和4年度に明許繰越しを行った令和3年度補正予算及び令和4年度コロナ対策予備費である。交付決定の財源のうち、国の令和3年度補正予算は、原則として令和5年度への繰越しはできない。臨時交付金の交付決定後の避け難い事故により令和4年度中に支出が終わらなかった場合には、事故繰越しにより令和5年度に繰越すケースも想定されるが、詳細な要件は、「繰越しガイドブック《改定版》（令和2年6月財務省主計局司計課）」を確認されるとともに、必要に応じて、財政当局と相談されたい。

また、令和5年度以降に本交付金を活用することが確実である場合には、基金の設置要件を確認の上、基金への積立も検討されたい。

なお、基金への積立を検討する際は、令和4年4月1日付事務連絡P4.1(2)2【対象となる基金の要件】を必ず確認すること。

交付決定の財源うち、国の令和4年度コロナ対策予備費分は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることに鑑み、速やかに事業を実施されたい。

5-5 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。

対象になる。

5-6 この交付金は「法律補助」か「予算補助」か。

「予算補助」に当たる。

5-7 この交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。

「給付金」に当たる。

5-8 交付要綱等は誰が作成するのか。

内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は移替え先府省が行うこととなるので、交付要綱等についても移替え先府省がそれぞれ作成する。

5-9 令和3年度実施計画に記載し、令和4年度に繰越しを行った事業について、計画の修正を行えるか。

令和3年度実施計画の修正は認められない。

6 地方財政上の措置との関係について

6-1 本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか

充てられる。

6-2 本交付金と地方債の関係如何。

補正予算に係る地方債の取扱いについては、補正予算成立後、総務省自治財政局から別途、通知を発出。詳細については、各都道府県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政局に問い合わせいただきたい。

6-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可能か。

特別交付税は、その算定基礎となる地方団体が負担する経費（一般財源所要見込額等）の積算において、本交付金の充当額を特定財源として控除する必要がある。

地方公共団体が負担する経費を特別交付税の額の算定に用いている事業に対して、本交付金を充当することは、制度的に排除されるものではないが、本交付金を充当する場合、交付金の額を除いた額が特別交付税の額の算定の対象となる点に留意すること。

6-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。

よい。

6-5 本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。

その予定は無い。歳入項目については、各地方公共団体において判断されたい。

6-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会での議決を求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。

6-7 交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。

交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分（ハード分）について、交付金を充当するか又は補正予算債を充当するかは、地方公共団体の判断による。

仮に補正予算債を充当した場合でも、交付金の交付限度額に影響はない。

7 公営企業会計・特別会計等について

7-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。

地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる。

7-2 QA7-1に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はどうか。

すべての特別会計も公営企業会計の場合と同様に一般会計からの繰り出し、繰り入れで対応いただくことになる。

7-3 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。

【公営企業会計】

事業名：「〇〇会計繰出・補助」など

事業概要（③）：「〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。」など

【特別会計】（通常の事業と同様）

事業名：具体的に実施する事業名称を記入

事業概要（③）：具体的に実施する事業内容を記入

7-4 公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。

実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。具体的には以下のとおり。

【公営企業会計】

公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事業を実施した」したことになる。（事業実施はあくまで当該年度内。）

【特別会計】

普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、当該特別会計における具体的な事業内容が終了した時点で「事業を実

施した」したことになる。

8 事例集について

8-1 事例集に掲載されていない事業を、実施計画に記載することはできるか。

記載できる。事例集は、臨時交付金の用途を定めるものではなく、各地方公共団体における有効活用の参考に資するために作成したものであるため、事例集に掲載のない事業も臨時交付金の対象となり得る。臨時交付金の用途については、制度要綱等をご確認いただきたい。

8-2 事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。

事業名は、各地方公共団体で自由に決めていただいて構わない。

8-3 事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。

事業の目的や見込まれる効果、交付金を充当する経費内容等が事例集に掲載されているいずれかの事業と類似している事業を指す。例示されている全ての経費や対象者に交付する必要はない。

9 効果の検証・実施計画の公表について

9-1 交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要があるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。

事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。

公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。

なお、令和4年度においても内閣府において臨時交付金の効果検証を実施することとしており、令和3年度中に完了した事業を対象として、アンケート調査等への協力をお願いする予定であるので、あらかじめ留意されたい。

9-2 内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。

実施計画記載の全ての事業について、実施計画の記載事項のうち「地方公共団体名」、「補助・単独」、「交付対象事業の名称」、「事業の概要」(③を除く)、「経済対策との関係」、「事業始期」、「事業終期」、「総事業費」欄等の記載内容については、順次、内閣府のホームページ等で公表することとしているので、あらかじめ留意されたい。

9-3 内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。

各地方公共団体が臨時交付金を活用した事業については、①内閣府のホームページ、②臨時交付金のポータルサイト「地方創生図鑑(※)」において、関連情報とともに順次掲載予定。

※ 地方創生図鑑 <https://www.chihouseisei-zukan.go.jp/>

9-4 効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和2年度及び3年度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要があるのか。

各地方公共団体ごとの事業の進捗状況や効果検証の方法に基づき、適切な方法・時期で公表されたい。

10 協力要請推進枠等交付金について

新型コロナウイルス地方創生臨時交付金「協力要請推進枠等」Q&A（令和4年4月1日版）を参照されたい。

1 1 「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の取扱いについて

1 1-1 ★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保された8,000億円について、交付対象事業に要件を付した理由如何。

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえ、令和4年度コロナ対策予備費で確保した8,000億円については、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることから、その趣旨を踏まえ要件を付すこととした。そのため、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者や事業者に直接的に及ぶ事業を交付対象としている。

1 1-2 ★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」による交付限度額算定の考え方如何。

先行して限度額通知を行った8,000億円における交付限度額の算定に当たっては、人口や感染状況等を基礎とし、新型コロナワクチン3回目接種者割合等を考慮して算定している。今後追加交付を予定している2,000億円についても、新型コロナワクチン3回目接種者割合を反映して算定を行う予定としているため、新型コロナワクチン3回目接種の促進に努められたい。

1 1-3 ★令和4年度コロナ対策予備費で措置された8,000億円のうち、今後追加交付予定の2,000億円は、いつ頃交付されるのか。

2,000億円の取扱いについては、今後のコロナ禍における原油価格・物価、感染状況や地域経済の状況等を踏まえて、追加交付する予定としている。追加交付に当たっては、今後の新型コロナワクチン3回目接種者割合やウクライナからの避難民の受入人数を反映して算定を行う予定。

1 1-4 ★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を財源とする事業

は、いつからの事業が対象か。

「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を財源とし、令和4年度実施計画に記載可能な事業は、

- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

また、QA1-6も参照されたい。

11-5 ★令和4年度実施計画の第1回提出（5月9日）において、既に提出した実施計画に掲載した事業について、国の令和4年度コロナ対策予備費を充てることができる事業である場合、第2回以降の提出の際に、国の令和4年度コロナ対策予備費を充てるように変更しても良いか。

変更して差し支えない。

11-6 ★通常分交付金のうち令和4年度コロナ対策予備費を財源とする分について、令和5年度への繰越しは可能か。

令和4年度コロナ対策予備費で確保した8,000億円は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることに鑑み、速やかに事業を実施されたい。なお、当該予算は、国の予算において繰越明許費とされていることを申し添える。

11-7 ★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」のうち令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）で確保した予算の交付対象事業は、どのような事業か。

令和4年度コロナ対策予備費を充てられる事業は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者や事業者に直接的に及び事業としている。活用可能な事業として想定されるものを令和4年4月28日付事務連絡別紙2に整理しているので、こちらも参照されたい。

なお、感染拡大防止のための庁舎等における空調設備の更新や施設整備、公用車の購入、行政手続きのオンライン化など支援の効果が生活者や事業者に直接的に及びことが明らかでない事業に当該予算を充当することは想定して

いない。

11-8 ★生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業の実施に伴い必要となる事務費や広報費など付随する経費も対象に含まれるのか。

付随する事務費や広報費なども対象とすることは可能。

11-9 ★コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、令和4年度コロナ対策予備費（令和4年4月28日閣議決定）を財源とする交付金を充当することは可能か。

令和4年度コロナ対策予備費を充てられる事業は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者や事業者に直接的に及ぶ事業としており、事業者への委託費や事業者からの物品購入費は、地方公共団体が当該事業者から何らかの財やサービスを受け取る際の「対価」として支払うものであり、これに該当しないことから、原則として認められない。

11-10 ★地方公共団体が実施する「ウクライナ避難民への生活支援等」として、どのような事業を想定しているのか。

コロナ禍による影響のもと直ちに就職し自ら生計を立てることは困難と考えられる中、コロナ禍による影響を受けるウクライナ避難民を含む生活者への支援として、地方公共団体において、地域の実情に応じ、居住や生活等に必要支援を講じていただくことが考えられる。例えば、公営住宅の入居にあたって必要な生活用品の支援、生活サポート事業支援、日本語教育等支援などが考えられる。

11-11 ★公立学校における光熱費（高騰相当分）に充当しても良いか。

令和4年度コロナ対策予備費で確保した8,000億円については、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されたものであり、充当できない。

11-12 ★生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和3年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。

「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を財源とし、令和4年度実施計画に記載可能な事業は、

- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

生活者や事業者に対する支援額を検討するにあたって、例えば、令和3年度内のコロナ禍における物価高騰等の負担も含めて算定し、支援金等を支給する事業を、令和4年度事業として実施することは考えられる。

11-13 ★「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を財源とし、生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。

「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるように措置したものであり、事業内容については、地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体ならではの、知恵と工夫を凝らした支援が実行されることを期待している。

11-14 ★令和4年4月28日の交付限度額通知における令和3年度補正予算分の交付対象事業如何。

令和3年度補正予算で措置された6.8兆円のうち地方単独事業分として留保していた2,000億円を活用し、「コロナ禍における物価高騰対応分」として交付限度額を通知したところ。当該予算は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援のほか新型コロナウイルス感染症対応の事業に幅広く活用可能。